



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年1月

No.44

特集

【特集】面会交流① ～子どもの健やかな成長のために～

離婚した親同士が、「養育費」等と共に考えていくこととして、「面会交流」があります。以前は、あまり取決めが行われなかった「面会交流」ですが、近年は、各市区町村で離婚届をもらう際に配布されている「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」（法務省発行）に、面会交流の取決めについて記載されるなど、子どもの健やかな成長のために、面会交流の意義が叫ばれるようになってきています。そこで今回は、面会交流についてご紹介します。



■面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

■子どものための面会交流

子どもは、両親の離婚という大きな出来事を経験して、「自分が悪い子だから両親が離れてしまうのでは」「自分を嫌いになって、居なくなってしまったのでは」など、強い不安を抱えてしまったり、心が大きく揺らぎます。そのようなことから、自分自身に自信が持てなくなってしまう、対人関係の形成に影響を及ぼしてしまうこともあります。面会交流は、父母それぞれの立場から、「決してあなたが悪いんじゃないよ」「離れて暮らしているけど、お父さんもお母さんもあなたのことを好きなんだよ」という気持ちを伝えていくひとつの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって父母はともにかげがえのない存在です。面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、深い安心感（自己肯定感）や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。面会交流は、子どもが親を知り、その愛情を確認して安心して育っていくためのものです。

■子どもの利益を最も優先

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」「養育費の分担」があること、これらの取決めをする時は子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されています（民法第766条）。

■面会交流を禁止・制限されるケース

面会交流が子どもの福祉と利益に反し、子どものためにならない場合は禁止・制限されることがあります。例えば、子どもの連れ去りの恐れがある場合、子どもへの暴力・虐待の恐れ等がある場合、別居親の同居親に対する暴力等がある場合、子どもが面会を強く拒んでいる場合、面会交流についてルール違反をした時などです。

■面会交流と養育費の関係

「養育費はもらっていないから、子どもを会わせる必要はない(会わせない)」「子どもに会わせるなら(会わせないなら)、養育費を払う(払わない)」等、親同士が面会交流の実施の有無を、養育費の支払いに伴って考えてしまうことがあります。しかし、本来、養育費の支払いと面会交流は別の問題で、交換条件にすることはできません。養育費は子どもの生活を支えるもの、面会交流は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも親から子どもへの愛情を伝えるもので、子どもにとって必要で大切なものであるといえます。

■話し合いが不可能な時は

様々な事情により親同士の話し合いができない時や、話し合っても合意できない時は、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになります。

◆参考資料

○法務省民事局発行 リーフレット <http://www.moj.go.jp/content/001242799.pdf>

～子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A～

◆相談・援助機関

<面会交流援助事業>

◇一般社団法人 ひとり親家庭福社会ながさき

事前相談・申込み・問合せ ☎ 095-828-1470 受付時間：月～金 10:30～18:00

e-mail info@nagasaki-shi-boshikai.jp

<家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については>

◇家庭裁判所・・・長崎県内は支部・出張所含め 11ヶ所あります。

*管内の裁判所一覧 <http://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/>

<その他、養育費・面会交流に関する相談>

◇養育費相談支援センター（厚生労働省 委託事業）

相談電話：フリーダイヤル ☎ 0120-965-419（携帯電話から 03-3980-4108）

メール相談: info@youikuhi.or.jp



■まとめ

離婚当時は、複雑な感情や葛藤の中、様々なことを短期間に決めていかなければならないこともあり、面会交流に関しても実施に至らないまま時間が経過してしまっている状況もあるのではないのでしょうか。また、時間の経過に伴い、離婚した親同士の考え方や気持ちの変化、お子さん自身も成長し、意向や意思表示、気持ちの変化もあることでしょう。状況に応じて柔軟に考えていく事も大切です。

同居する親も別居する親も子どもに愛情を伝えていくことは大切なことです。お子さんの安全や安心を守り、健やかな成長を支えるために、面会交流について今一度考えてみませんか。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福社会ながさき